

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第3号

令和5年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月7日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和5年2月14日（火）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

令和5年2月14日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1 番	平 瀬 敬 久	議員	2 番	猪 俣 直 行	議員
3 番	藤 野 登	議員	4 番	高 橋 劍 二	議員
5 番	武 井 誠	議員	6 番	金 泉 婦 貴 子	議員
7 番	石 井 寛	議員	8 番	漆 畑 和 司	議員

不応招議員（なし）

令和5年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 令和5年2月14日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 日程第 5 議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第 6 議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第5号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 議案第6号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について
- 日程第10 議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第11 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	平瀬敬久	議員	2番	猪俣直行	議員
3番	藤野登	議員	4番	高橋劍二	議員
5番	武井誠	議員	6番	金泉婦貴子	議員
7番	石井寛	議員	8番	漆畑和司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤芳久	副企業長	石川清
監査委員	長谷部博之	事務局長	藤井裕基
事務局長	前原民子	事務局長	薄井貴行
事務局長	高篠保	総務課長	小林栄
給水課長	山崎利隆	施設課長	笠木知之
施設課 主席主幹	高橋俊行	浄水課長	千葉晋彦
浄水課 主席主幹	毛須章久		

事務局職員出席者

書記	波田敦也	書記	和田巧
書記	島田夏実		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 高橋剣二議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 高橋剣二議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

さて、本年度はロシアのウクライナ侵攻の影響や記録的な円安、それらに起因する資源、エネルギー価格の高騰など激しい変化がございました。また、新型コロナウイルスにおきましては、今春より5類感染症へと移行するようでございますが、昨今ではうまくつき合いながら経済活動を行う風潮が定着してきたものと思います。

そのような令和4年度も残り僅かとなりました。当企業団の水道事業におきましては、各種事業おおむね順調に推移しているところであります。これもひとえに議員の皆様をはじめ関係各位のご尽力のたまものと感謝を申し上げ、今後におきましてもご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日提出されました議案は、議員提出議案1件を含む7件、一般質問は1名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

- 高橋剣二議長 ここで、企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 議員の皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスにおきましては、国内で最初の感染が確認されてから3年が経過しました。今春には5類感染症へと感染症法上の措置緩和が進められるようでございます。当企業団におきましては、社会経済活動を支える水道水の供給に支障を来すことのないよう、必要な対策は講じつつ事業運営に取り組んでまいります。

さて、本日ここに、令和5年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のため誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

また、常日頃より水道事業の進展のためご尽力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例についてをはじめ、令和5年度当初予算など6議案でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎諸報告

- 高橋剣二議長 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

- 高橋剣二議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

6 番 金 泉 婦貴子 議員

7 番 石 井 寛 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高橋剣二議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎議案の朗読省略

○高橋剣二議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○高橋剣二議長 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願ひます。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護に関する

る法律施行条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、現行の坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護条例を廃止するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 高橋剣二議長 日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げる等の所要の改正を行うとともに、現行の坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第6、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を

申し上げます。

本案は、国における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置に係る地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。また、併せて地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、令和5年4月1日から定年年齢が引き上げられることに伴う所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第7、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員並びに企業長等の期末手当の額を改定するなど所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第8、議案第5号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第5号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、補正予算第2条に定める継続費については、坂戸浄水場自家発電設備更新等工事において引き続き工事を行うことが必要となったことから、補正予算第2条に記載のとおり、年割額の変更を行うものであります。

次に、補正予算第3条の債務負担行為につきましては、当年度以降にわたって債務を負担する事項の承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第5号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第9、議案第6号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第6号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、給水人口16万8,700人、年間総配水量を1,937万6,493立方メートルといたしました。

主な建設事業といたしましては、幹線管路更新事業及び老朽管更新・耐震化事業を引き続き取り組むとともに、送水管布設替工事を実施しようとするものでございます。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入は、水道事業収益の総額で35億1,619万9,000円、支出は、水道事業費用の総額を33億5,561万9,000円としようとするものであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、収入は、国庫補助金等で1億4,656万7,000円、支出は、配水管布設工事など18億3,587万2,000円を計上し、不足する額16億8,930万5,000円につきましては、予算第4条の記載のとおり補てんしようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

6番、金泉婦貴子議員。

○6番 金泉婦貴子議員 6番、金泉婦貴子でございます。ただいま議題となっております議案第6号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算につきまして1点質疑をさせていただきたいと思っております。

先般の全員協議会でも確認事項としてお聞きさせていただいた中身でございますけれども、改めて本会議で質疑をさせていただきます。管路の更新、耐震化事業についてでございます。近年頻発する地震等の様々な災害に備えて、経年劣化が進んでいる管路の更新ですとか、また耐震化を進めていくことは大変喫緊の課題であると思っております。令和5年度に水道企業会計におきましても、予算書の1ページ及び2ページに記載されておりますように、予算の第4条、資本的支出において18億3,587万2,000円、そして予算第5条の令和5年、6年度の継続費として11億5,814万8,000円の建設改良費が計上されております。幹線管路ですとか老朽管の更新も鋭意進められているものと捉えております。

そこで、お伺いさせていただきたいと思っておりますが、この令和5年度の予定事業を実施した場合、坂戸、鶴ヶ島管内におけます管路全体の耐震化状況はどの程度になると見込んでおられるのか、まずお伺いさせていただきます。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 金泉議員さんのご質疑にお答えいたします。

令和5年度事業を実施した場合での管路総延長に対する耐震管率は約30.91%を見込んでおります。このうち重要事業と位置づけております基幹管路の耐震化状況につきましては、耐震管率が約40.1%、耐震適合管率が約43.9%となる予定でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 6番、金泉議員。

○6番 金泉婦貴子議員 ありがとうございます。管路全体の約30.91%が耐震化されていくとただいまご答弁いただきましたけれども、全体的にその進捗状況について、当企業団として順調に推移しているのかについて見解をお伺いしたいと思います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えします。

平成29年度に策定いたしました基本計画において、管路全体の耐震管率の目標を令和14年度に30.20%と設定しております。令和5年度末の管路全体の耐震管率は30.91%と見込んでおり、目標年度に達する前に0.71ポイント上回る見込みであることから、順調に推移しているものと考えてございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに。

1番、平瀬敬久議員。

○1番 平瀬敬久議員 1番、平瀬敬久です。ただいま議題となっております議案第6号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算に関し5点質疑いたします。

1点目は、予算編成方針における管路の経年化率の抑制及び耐震化率の向上についてです。

2点目から5点目は、議案第6号資料の令和5年度当初予算概要から伺います。まず2点目は、1、2ページ上段の業務の予定量について、3点目は、1、2ページ下段の収入における水道利用加入金について、4点目は、3、4ページの支出における動力費について、最後の5点目は、11ページから16ページまでの幹線管路更新事業についてです。

まず1点目として、予算編成方針における管路の経年化率の抑制及び耐震化率の向上に関して伺います。予算編成方針における重点事項として、管路総延長距離の最低1%以上を年間の更新目標としていると伺いました。では、令和5年度の更新距離はどれくらいになるのか、具体的な距離を伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

令和5年度予算に計上しております配水管及び送水管の総布設距離は約6.1キロメートルを見込んでおります。そのうち5年度末までに更新となる管路の距離は約3.25キロメートルとなる見込みです。これは、管路総延長に対する割合として約0.51%となります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

予算編成方針で最低1%以上更新目標としているのに対し、その約半分の約0.51%となっているのはなぜか伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えします。

参考といたしまして、このたび策定いたしました中期経営計画では、計画期間である令和5年度から令和9年度の5年間の事業量といたしまして、導水管、送水管及び配水管の更新延長を約21.72キロメートル、年度当たり平均で約4.34キロメートルとしたところでございます。また、計画期間外ではございますが、令和10年度から令和14年度の5年間の事業予定量約32.29キロメートルを含めた10年間の更新予定量が約54.01キロメートルとなり、年度当たり5.4キロメートルの更新を見込んでおります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再々質疑いたします。

昨年の8月議会で私が水道管破損時の復旧の即応態勢に関する一般質問を行った際、令和33年度末までに当該300キロメートルの管路が更新できるよう、常に効率的かつ効果的な工事法等を検討、導入、見直しをしながら計画的に更新に取り組んでまいりますとの答弁をいただいています。30年間で300キロメートル、つまり平均して年間10キロメートルの管路更新が必要です。これからの10年間、前半が年度平均4.34キロメートル、後半が年度平均5.4キロメートルといったペースで30年間で300キロメートルの管路更新が達成できるのか伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えします。

先ほど申し上げました年度当たり5.4キロメートルにつきましては、事務の効率化、財源確保の状況等様々な要因により増減するものと考えております。管路の経年化率の抑制及び耐震化率の向上につきましては最重要課題の一つと認識しており、今後も中長期的な視点に立ち効率的に管理運営し、計画的に事業を行っていけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 続きまして、2点目の質疑に参ります。

当初予算概要の1、2ページの上段、業務の予定量についてです。この上段の表で見ますと、令和5年度の年平均給水人口は令和4年度対比で減少しています。ですが、年間有収水量を見ると、令和4年度対比で逆に増えています。なぜそうなるのか、その理由を伺います。

○高橋剣二議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

令和4年度の1日当たりの有収水量は約4万8,910立方メートルであるのに対し、令和5年度はうるう年のため使用日数が1日多いことから、約4万9,000立方メートル増加することが主な要因であります。年間有収水量の前年度比較における増加水量5万3,767立方メートルのうち、うるう年による増加分が約4万9,000立方メートル、その差は4,767立方メートルとなります。この数値を366日で割り戻しますと、1日当たり約13立方メートルとなり、さらにこれを1人1日当たりに換算いたしますと77ミリリットルとなることから、前年度と比較してほぼ同じ水量であると考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 うるう年で1日多いためということでございました。

では、続いて3点目です。当初予算概要の1、2ページの下段の収益的収入及び支出の(1)、収入の表の1、水道事業収益の1、営業収益の3、その他営業収益の説明欄上から2段目、水道利用加入金についてです。この水道利用加入金の件数が前年度より200件近く増加し831件となっています。以前この水道利用加入金の件数や収入額は年々減少していくと聞いていました。これが増えているのはなぜか伺います。

○高橋剣二議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

水道利用加入金増加の主な要因は、令和5年度に坂戸市内に114世帯のマンションの竣工が予定されているためであります。これに加えて、小規模な宅地造成(片柳、脚折)、共同住宅(上広谷)などが見込まれるためでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 分かりました。

続いて、4点目です。当初予算概要3、4ページの(2)支出の表の1、水道事業費用の1、営業費用の1、原水及び浄水費の説明欄上から4段目の動力費の部分です。動

力費について、この令和5年度当初予算では前年度当初予算と比較すると約3倍の増加になると聞いています。確かに東京電力では電気料金について6月1日からの29.31%の値上げを経済産業省に申請しています。まだ経産省の認可は下りていませんが、この約3割の値上げが行われたとして、動力費用が前年度比3割アップなら分かりますが、なぜ前年度比3倍となるのかについて伺います。

○高橋剣二議長 千葉浄水課長。

○千葉晋彦浄水課長 お答えいたします。

初めに、令和5年度当初予算が前年度当初予算に対し約3倍の増加となった理由でございますが、主に2つの理由が挙げられます。1つ目の理由でございますが、前年度当初予算編成時には天然ガスの需給逼迫に係る燃料価格の高騰やロシアのウクライナ侵攻に起因する電力の卸売価格の高騰が起きていなかったことに加え、予算積算上比較的安価な新電力会社の料金プランを想定して動力費を計上していたことが挙げられます。また、2つ目の理由といたしまして、令和5年度当初予算では最終保障供給会社である東京電力の料金プランを想定したことに加え、今後の電気料金の上昇を考慮して計上したことが挙げられます。以上の理由から前年度当初予算に対し約3倍の増加となったものでございます。

一方、議員ご指摘のとおり、東京電力は電気料金を本年6月から約3割値上げする申請を1月に行ったとの報道がございました。値上げに至った経緯といたしまして、2012年9月改定における総原価と比較して年平均6,135億円増加したことが要因となり、その背景は燃料価格や市場価格の高止まりであるとのことでした。令和5年度当初予算に計上いたしました動力費では、今回発表されたような値上げを含め、年度末までにさらなる高騰が懸念される電気料金の変動を見込み算出いたしましたことから、こうした違いとなったものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

新電力会社から東京電力に変更したことによる増加分、そして東京電力の電気料金値上げによる増加分を見込んでとのことですが、では、新電力会社から東京電力への変更分と東京電力の料金値上げ分それぞれの上昇金額を伺います。

○高橋剣二議長 千葉浄水課長。

○千葉晋彦浄水課長 お答えいたします。

令和5年度当初予算では東京電力の料金プランを基に燃料価格の上昇分に加え、市場

連動の要素として新たに追加されました電力の卸売価格について当該上昇分を加えて計上を行ったものでございます。各要因の影響額につきましては、新電力会社から東京電力への料金プランの変更分が約2,000万円、燃料価格の上昇分が約1億7,000万円、電力の卸売価格の上昇分は約4,000万円となり、結果として前年度当初予算に対し約2億3,000万円の増額となったものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 最後に、5点目です。

当初予算概要11ページから16ページまでの幹線管路更新事業についてです。国庫補助金の額が事業費のおおむね1割程度のようなのですが、例年と比べて国庫補助金の割合が少ないように感じます。国庫補助金の割合がどうなっているのか伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

幹線管路更新事業の工事費の内訳といたしましては、幹線管路の布設工事のほかに配水支管の新規布設工事、給水管の切替工事、消火栓の設置工事及び舗装本復旧工事等の工事費が含まれております。国庫補助金の対象となる経費は幹線管路の布設替工事と舗装本復旧工事費の一部のみとなり、その工事費の4分の1が補助金額となるため、全体事業費と比較しますとおおむね1割程度となるものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

では、過去3年間で全体事業費の中の国庫補助金の割合の推移がどうなっているのか伺います。

○高橋剣二議長 前原事務局次長。

○前原民子事務局次長 お答えいたします。

令和2年度から令和4年度の3年間における国庫補助対象事業に対する国庫補助金の割合は、令和2年度予算で14.44%、令和3年度は11.81%、令和4年度は9.80%となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 よろしいですか。

○1番 平瀬敬久議員 はい。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

- 高橋剣二議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 高橋剣二議長 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより日程第9、議案第6号 令和5年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 高橋剣二議長 日程第10、議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の個人情報保護に関する条例についてを議題といたします。
提出者である石井寛議員から提案理由の説明を求めます。
7番、石井寛議員。
- 7番 石井 寛議員 7番、石井寛です。ただいま議題となっております議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の個人情報保護に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護を図りたく、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○高橋剣二議長 日程第11、一般質問を行います。

通告者は1名であります。なお、質問時間については、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意を願います。

発言を許可いたします。

1番、平瀬敬久議員。

○1番 平瀬敬久議員 1番、平瀬敬久です。ただいまより通告に従い一般質問を行います。

質問事項は、水道料金値上げ防止に向けた施策についてです。現在、坂戸、鶴ヶ島水道企業団においては給水人口が減少傾向にあります。また、これは全国的な問題ですが、多くの事業者で水道管の老朽化が進み、管路更新が大きな負担となり、その更新が追いついていかないのが実情です。本企业団においても近い将来そのような事態に陥る可能性は十分に危惧されます。これら2つの問題から、このままではいずれ数年のうちには水道料金の値上げが必要になってくると考えます。

現在、長期にわたる円安やウクライナでの戦争の影響により物価は大幅な上昇傾向に

あります。食料品や燃料等の値上げは市民生活に大きな影響を与えています。ライフライン関係でも直近では東京電力が電力料金の大幅値上げを発表しています。そんな中、本企業団では直近での値上げは予定していません。ですが、数年後に大幅値上げの可能性があるのであれば、それを防ぐためにはそのための施策をすぐにでも実行していく必要があります。その観点から以下4点について質問いたします。

1つ目、水道料金の今後の見通しについて。

2つ目、企業債発行の経営的な影響について。

3つ目、水道事業の広域化推進の可能性について。

4つ目、水道事業の行政への編入の可能性について。

以上、私の1回目の質問といたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 質問事項の水道料金値上げ防止に向けた施策につきましての(1)から(4)につきまして順次お答え申し上げます。

(1)についてお答えいたします。当企業団では平成30年3月に策定をしました水道事業基本計画と併せて策定いたしました中期経営計画の計画期間が令和4年度で終了しますことから、令和5年度から令和9年度までの中期経営計画の策定と同計画における営業費用等の総額である総括原価と、当該総括原価と等しくなる料金収入を算出し、適正な料金水準を検証する総括原価及び料金算定を進めております。

計画期間中における総括原価イコール水道料金の総収入額は168億3,374万1,000円となりました。この総括原価を基に基本料金及び水量料金の算定を行いましたところ、現行の料金体系と比較して基本料金は平均20.79%、水量料金は平均12.02%のプラス改定を行うことで今回の総括原価に見合う料金体系となり、水道料金全体では14.29%のプラス改定を行うことが望ましいという結果となりました。

一方で、料金改定を行わない場合には、令和6年度から経常損失が発生することが見込まれ、資本的支出に充てる資本的収入及びその不足額を補てんするために現金預金の取崩し、さらに計画期間中における企業債の発行が必要となる見込みです。

これらのことを踏まえまして、計画期間における経常収支について総合的に判断し、計画期間である令和5年度から令和9年度までは現行の料金体系を維持するものの、今後の水需要や物価動向及び経常収支の状況を注視しながら、次期中期計画に向けて料金改定の検討に着手し、健全経営の維持に努めてまいりたいと考えております。

(2)についてお答えいたします。現在策定を進めております中期経営計画におきましては、計画期間において料金改定を行わず現行の料金体系とした場合には、令和6年

度より企業債の発行が必要になると見込んでおります。併せて、当該企業債に係る償還につきまして令和7年度から返済を見込んでおり、計画期間内における企業債発行総額は23億円を想定し、それに対する年間償還額は約8,900万円を見込んでおります。また、現金預金は令和6年度まで取り崩すものの、令和7年度以降は現金預金の取崩しは見込まれないことから、健全な事業運営が行えるものと想定しております。

(3) についてお答えします。埼玉県では水道の運営基盤強化を図るため、水道の広域化の実現に向けた取組として、埼玉県水道整備基本構想、いわゆる埼玉県水道ビジョンに基づきまして県内を12ブロックに分け、ブロック単位での事業統合や業務の広域化方策について埼玉県が中心となって検討を進めております。

当企業団が属しております第3ブロックは、川越市、毛呂山町、越生町、川島町及び当企業団の5事業体で構成され、これまで各事業体の水道施設や水道事業経営の比較等を行ってまいりました。しかしながら、埼玉県下では事業体それぞれの施設水準や水道料金水準の格差などもあり、現時点において市町村合併に伴うもの以外で事業統合まで至ったのは、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町の1市4町による秩父地域のブロックのみにとどまっており、当企業団の属する第3ブロックでは進展していない状況となっております。

(4) についてお答えします。昭和42年、坂戸町に当時の日本住宅公団による大規模な住宅団地造成計画が具体化されたことに伴って早急に水道事業の設置が必要とされたことから、坂戸町及び鶴ヶ島町は2町による共同処理方式で水道事業を行うため、昭和43年2月に地方自治法に定められた一部事務組合として当企業団を発足いたしました。現在、企業団として水道事業を行うことで、構成市がそれぞれ単独で水道事業に取り組むよりも規模拡大によって得られるコストパフォーマンスの向上、いわゆるスケールメリットの発揮による事業効果と事務の効率化、能率化が図られていると考えており、構成市への水道事業の分散、言い換えますと企業団の解散は考えてございません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 一通りご答弁いただきましたので、以降一問一答方式で質問してまいります。

当初予算によりますと、令和5年度の給水収益、つまり水道料金収入は約29億4,000万円であり、5年分としてこれを5倍すると約147億円となります。この額はただいまご答弁いただいた令和5年度から9年度までの5年間の中期計画における料金収入の総額である総括原価168億3,374万1,000円を大きく下回っています。中期計画での料金算定

でも水道料金全体で14.29%のプラス改定を行うことが望ましいという結果が出ているわけです。その原因は水道料金収入の減少であると考えますが、その主な要因について伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

水道料金収入が減少する主な要因といたしましては、年平均給水人口の減少、それに伴う配水量の減少によるものです。令和4年度当初予算における年平均給水人口は16万9,000人、年間配水量は1,933万2,955立方メートルと設定いたしました。今回の中期経営計画の最終年度である令和9年度の年平均給水人口は16万5,068人、年間配水量は1,899万276立方メートルの想定となりました。比較いたしますと、給水人口でマイナスの3,932人、約2.3%減少し、それに伴います年間配水量はマイナス34万2,679立方メートル、約1.8%の減少となったことが水道料金収入が減少する主な要因と考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 現在、物価も大幅に上昇し、ガス料金も値上げとなり、電気料金も6月から的大幅増が想定されています。同じくライフラインでもある水道の利用料金を同じタイミングで値上げしないというのは本企業団の英断だと言えます。一方で、令和6年度からは経常損失が発生します。令和6年度から経常損失が発生するのに令和9年度まで現行の料金体系を維持するとした理由は何か伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

今年度策定しております中期経営計画の期間におきましても、引き続き幹線管路の更新、老朽管の更新、耐震化、送水管の布設替えなど、災害に強い水道を次世代に引き継いでいくためにも、また安全な水を安定して供給し続けるために各事業を計画しております。こうしたことから、水道施設は将来にわたって利用し続けることから、その財源の一部を企業債の発行で賄うとともに、各事務事業に係るコストの削減、補助金の確保、現金預金の取崩しなどを行うことで財源を確保できる見込みであることから、当該計画期間中においては現行の料金体系を維持することといたしました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、令和9年度まで現行の料金体系を維持するとして、令和10年

度から水道料金はどのくらい上がる計画なのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

現行の料金体系と比較して基本料金は20.79%、水量料金は平均12.02%、水道料金全体で14.29%のプラス改定を行うことが望ましいとの結果は、令和5年度に改定した場合を想定して算出したものとなっております。また、令和5年度から9年度における収支につきましては、計画との差異が出るのが十分考えられますが、計画と大きく差がなかったと仮定した場合、令和10年度から令和14年度までの料金算定で推奨される改定率について具体的な数値は現在算出しておりませんが、今回の改定率を超える数値となることは予想されます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 水道料金全体で14.29%を超える改定となることが予想されるということです。中期計画どおりに進むことを前提とすれば、令和10年度からの料金を算定することは可能なはずですが、もし算定したら水道料金が幾らになるのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

令和10年度からの料金算定を行う場合、令和9年度末の財政状況のほか、令和10年度から令和14年度までの営業費用の総額である総括原価を求める必要があります。現在策定を進めております計画期間を超える令和10年度以降の総括原価は算出しておりませんので、令和10年度からの具体的な料金改定率もしくは改定額をお示しすることはできません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 本水道企業団では15年間にわたる長期経営計画である基本計画を作成し、そしてアセットマネジメント報告書、つまり資産管理書を用いた報告書も作成されています。令和10年度からの料金も算定しようと思えば現時点で想定できるものが算定できると思いますが、お示しできないということです。

では、続いて企業債の償還は令和7年度から始まるとの答弁でしたが、償還がいつまでかかるのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

計画期間中の企業債の償還期間は30年を想定しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 令和6年度からの企業債発行総額は23億円を想定しているとのことでした。これは令和9年度までの発行額だと聞いていますが、令和10年度以降は企業債を発行しないのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

当該計画期間は令和9年度までとしておりますので、令和10年度以降の財源についての検討は行っておりませんが、おおむね5年ごとに総括原価及び料金算定を行う中で財源の一つとして企業債の発行についても検討いたします。併せて、毎年度予算編成時におきまして当企業債を発行する場合には、発行額、返済期間、借入先、利率等を比較検討し適切に判断してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 これまでの説明だと、令和6年度から9年度までの企業債発行額23億円を前提とした経営計画であり、水道料金だと思っていたのですが、もし令和10年度以降も企業債発行することとなると、令和9年度までの発行を前提とした経営計画から大幅な狂いが生じるのではないかと思います。その点いかがか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

現在策定を進めております総括原価及び料金算定につきましては、令和5年度から令和9年度までを計画期間として算出し、望ましい改定率を求めたものです。また、企業債の発行につきましても想定として算出したものでありますので、今後各年度における決算及び予算の執行状況等により変動するものと考えております。さらに、令和10年度以降の企業債の発行につきましても、令和10年度以降の各計画等を策定する際に検討するものと理解しており、現在策定中の中期経営計画並びに総括原価及び料金算定に大きな狂いは生じないものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 平成29年度に策定された基本計画では令和14年度まで水道料金の値上げは行わないとし、また企業債の発行は6年間で総額14億円とされておりました。今

回の算定では、企業債発行期間は短くなったものの額は約23億円となり、9億円上乗せされています。これはなぜなのか、基本計画とずれが生じているのではないかと伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

本年度、中期経営計画、総括原価及び料金算定の策定に当たりまして、平成29年度に策定いたしました基本計画の策定当時から5年が経過する中で、議員ご承知のとおり、ウクライナ情勢等を背景とした燃料価格の急騰、急激な円安など社会経済環境は大きく変動しております。

また、基本計画の財政計画では水道料金の試算に当たり、県水受水費の改定や急激な物価の高騰など不確定要因や大きな経営環境の変化は見込んでおりませんで、適切な料金収入を維持するため定期的な総括原価の算定を行う必要があるといたしました。こうしたことを踏まえて、本年度総括原価及び料金算定を令和5年度から9年度までを計画期間として算定し、望ましい改定率を求めたものでございます。

また、企業債の発行につきましても、想定として算出したものでありますので、今後各年度における決算及び予算執行の状況により変動するものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 ウクライナ情勢や急激な円安など定期的な総括原価の算定が必要になるとのことです。しかし、それでは基本計画を立てても途中で大きく変更される可能性があるということですので。企業債の発行というものは将来の水道利用者に負担を強いということになります。ですから、発行は極力抑えるようにすべきかと考えますが、その点をどう捉えているのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

水道を将来にわたってお客さまに安心して利用していただくためには、施設の予防保全など適切な維持管理に取り組み続けることは当然ですけれども、施設は必ず老朽化し、更新が必要となります。更新には多額の費用が見込まれますが、その一部を企業債の発行で賄い、その償還にはこれから水道を利用されるお客さまからも応分のご負担をお願いしようとするものです。今後、水道事業運営において水道料金による収入と企業債の発行及びその償還のバランスを取りながら健全な経営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 続いて、現金預金残高について伺います。令和7年度以降は現金預金を取り崩さないとの答弁がありました。令和6年度末の現金預金の額はどのくらいになるのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

本計画における令和6年度末時点での現金預金残高は約10億6,500万円を想定しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 その約10億6,500万円の現金預金残高で健全経営が維持できるのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

期間中における貸借対照表におきまして、資産に対する負債の割合が低いことから、計画期間内においては健全な水道事業の経営が継続できると考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、健全経営のための最低現金預金残高は幾らと見込んでいるのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

水道事業における健全経営を図る指標といたしましては、保有する現金預金残高ではなく、貸借対照表や経常収支比率等で経営分析を行います。先ほどお答えしましたとおり、計画期間中における貸借対照表におきまして健全な水道事業の経営が継続できると見込んでおります。なお、類似団体における企業債残高の平均は給水収益の約3倍となっております。当企業団に置き換えますと約87億円となります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 つまり現金預金残高よりも企業債の発行額のほうが重要で、それが23億円程度の発行では経営的に全く問題ないという意味かと思えます。これまで長期間本企業団では企業債を発行せずに経営を行えたわけなので、できれば発行しないほう

がいいと思いますが、企業債の発行額と現金預金残高はここまでにして、続いて広域化推進によって値上げを防止できないかということについて伺っていきます。埼玉県の水道整備基本構想における県内12ブロック中で事業統合を行ったのは秩父地域のみなのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

秩父地域以外では、浦和市、大宮市、与野市及び岩槻市で構成する第8ブロックが市町村合併により事業統合となりましたが、そのほかにつきましては現時点において事業統合に至っておりません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 秩父地域での事業統合は、県が水道整備基本構想で定めたブロックの地域と合致していたのか、それとももっとコンパクトに、あるいは違った地域で統合されたのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

秩父地域の事業統合は、埼玉県水道整備基本構想に基づきブロック分けされました設定どおり、秩父市ほか4町で事業統合を行ったものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 坂戸市、鶴ヶ島市でも、例えば中核市の川越市と統合されると、40万都市である川越市のほうが管路更新など優先されてしまわないか心配です。例えば、中核都市である川越市を除く形での事業統合の案はあるのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

埼玉県水道整備基本構想における各ブロックの市町村の組合せは、地域の特性や県計画、事業運営の規模、埼玉県水道用水供給事業に基づく供給状況の観点から総合的に勘案されたものとされており、示されたブロック以外での事業統合案につきましては伺っておりません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 県水の供給を受けているとはいえ、県の水道整備基本構想に従う

のみではなく、今後の水道事業の生き残りをかけ、どこの水道事業体と組むべきかということを検討できるのではないかと思います。例えば、本企業団が水質検査を依頼されている日高市、越生町、毛呂山町と組むのもいいかと思いますが、いかがか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

埼玉県から示されましたブロック案は、各事業体の運営規模をはじめ様々な観点から構成されたものと考えております。ついては、現時点におきまして当該ブロック以外での事業統合は考えてございません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 県から示されたブロック以外での事業統合は考えていないということです。既に事業統合された秩父地域ですが、事業統合により水道料金への影響が出ていないか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

秩父広域市町村圏組合のホームページによりますと、平成28年4月に秩父広域市町村圏組合水道局として1市4町の水道事業を統合し、水道料金については、統合後5年以内に統一するとしていたことから、令和3年4月に料金改定を行った旨掲載されております。その改定率は、秩父市の料金表で統一されたことから、秩父市は0%、横瀬町がプラス7.18%、小鹿野町がプラス26.2%、皆野町と長瀬町がマイナス16.23%、秩父地域全体の改定率はプラス0.25%と公表されております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 小鹿野町が26.2%も料金が上がったというのは利用者は大変だったと思いますが、本企業団の属する第3ブロック内での水道料金を比較するとどうなっているのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

仮に4人でお住まいのお宅を想定し、主に一般家庭で使用する口径20ミリメートルのメーターで、使用水量20立方メートルとした1か月当たりの水道料金を令和4年4月1日現在の水道料金で比較いたしますと、税込みで、川越市が2,288円、川島町が2,028円、毛呂山町が2,818円、越生町が4,070円、当企業団が2,761円でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 越生町が極端に高いですが、ほかにもばらつきがあります。これだけ料金にばらつきがあると、事業統合後の料金統一に当たっては利用者の理解を得るのが難しいと思いますが、果たして広域化のメリットとは何なのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

広域化において想定されるメリットといたしましては、一般的に水道施設の更新や耐震化を実施するための必要な資金及び人材の確保など経営資源の共有化が図られること、また規模の拡大に伴い、業務の共同化や民間委託の範囲拡大など効率的な運営による効果が得られること、さらに施設の統廃合に伴う将来的な水道料金の上昇の抑制効果があると言われております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、水道事業広域化のデメリットとは何なのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

水道事業広域化のデメリットといたしましては、一般的には地理的条件から施設の統廃合が行えない場合には、統合によるメリットは少なくなると考えられております。また、複数の事業体で異なる水道料金を統一するに当たり水道料金の上昇が伴う場合には、水道料金の決定に至るまで困難なケースが想定されると言われております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 坂戸、鶴ヶ島間では以前から統合して水道企業団として運営されているわけですが、本企業団は昭和43年2月に発足したとのこと。昭和42年からの水道事業検討開始前である昭和41年度以前はどうなっていたのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

当企業団設立以前の状況につきましては、詳細な資料がないため詳しいことはお答えできませんが、昭和41年以前には両市とも農業を中心としたまちであり、一部で民間の宅地開発も始まっておりましたが、ほとんどの家庭では浅井戸による自家用給水であったと伺っております。その後、東武東上線沿線の宅地開発、当時の日本住宅公団による

北坂戸団地及び富士見工業団地の開発などにより、人口の急増に伴い水の需要がますます増大するものと考えられたことから、早急に水道施設を完備するため当企業団が設立されたものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 坂戸、鶴ヶ島間での規模拡大によるスケールメリットについて、具体的にはどのようなものだったのか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

ご案内のとおり、坂戸市、鶴ヶ島市ともに昭和40年代及び50年代に人口が急増いたしました。当企業団の発足当初の計画給水人口は6万2,840人、昭和40年10月の国勢調査人口の3万4,437人と比較して約1.8倍を見込んだ計画でありました。その後、昭和47年に11万1,000人に、昭和53年に12万1,000人に、昭和61年には16万6,000人と計画給水人口を変更し、安定した水道水の供給に取り組み、昭和61年度末時点でその管内における水道の普及率は98.21%に到達されました。人口急増に伴う急激に増加した水需要に対応できたことは、当企業団経営による水道事業の成果の一つと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 急激な人口増の際に水需要に対応できたことは素晴らしいことだと思います。ですが、今後は給水人口の減少や管の老朽化や耐震化のための更新も負担になってきますが、一方あまりに急激な利用料金の値上げは難しい部分もあるかと思えます。水道企業団のような独立した事業体から不採算化で事業体が行政に編入された事例がないか伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

全国水道企業団協議会に確認いたしましたところ、市町村合併以外で企業団が解散した例は見当たらないと伺っております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 今後、給水人口が減少し、管路の老朽化や耐震化のための更新が非常に負担になってきた場合に大幅な料金の値上げが想定されます。もし行政編入されていれば税金が活用できます。運営上は坂戸市、鶴ヶ島市で共同経営を行い、費用負担

は利用者数に応じて案分するやり方も可能性としてはあるかと思いますが、その可能性がないかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を経営の基準原則としており、その財務は、当該経営に必要な費用は全て経営による収入をもって賄う独立採算制が原則となっておりますので、ご提案の両市の利用者数に基づき案分した額を両市から負担していただくという経営方法の実施は難しいものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 確かに水道事業は独立採算が前提で、受益者負担が基本原則です。一方で、地方公営企業法には公共の福祉を増進するよう運営されねばならないということもうたわれています。災害、その他特別の事由がある場合において、議会の議決を経た場合、一般会計または他の特別会計からの繰入れによる収入をもってこれに充てることができることもされています。全ての利用者への水道料金の値上げ防止に税金が充てられなくても、例えばひとり暮らしの高齢者への水道料金減免や、コロナ禍で多くの自治体が行ったような水道料金減免など特別な事由の場合において利用者へ迅速な対応ができるようになります。そして、それは水道料金だけに限らず、水道事業全般について言えます。将来的な行政への水道事業の編入の可能性について伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を経営の基準原則としており、その財務は、当該経営に必要な費用は全て経営による収入をもって賄う独立採算制が原則となっております。また、企業団として水道事業運営を行うことで、構成市がそれぞれ単独で水道事業に取り組むより、スケールメリットの発揮による事業効果と事務の効率化、能率化が図られていると考えておりますので、現時点におきまして、将来的にも構成市への水道事業の分散は考えておりません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◇

◎議長の挨拶

○高橋剣二議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了できましたことを心より御礼を申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめご参会の皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためご尽力いただきますことをお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◇

◎企業長の挨拶

○高橋剣二議長 ここで企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集いただき、ご提案申し上げました議案につきまして慎重にご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日、各議員から賜りましたご意見、ご提言は今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

まだまだ寒い日が続くようでございますので、議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意いただき、水道事業並びに地方自治発展のためご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

(午前11時15分)

○高橋剣二議長 これをもちまして、令和5年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

お疲れさまでした。